中小企業信用保険法第２条第５項第１号申請に係る必要書類一覧

〇対象者及び要件（次の条件いずれかを満たす事業者）

イ　指定を受けた大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛金債権等を有して

いる。

ロ　指定を受けた大型倒産事業者に対して50万円未満の売掛金債権等しか有し

ていないが、全取引規模のうち、当該事業者との取引規模が20％以上である。

法人の場合

⑴認定申請書　２部

⑵添付書類（取引依存度計算表）　　２部　（要件ロの方のみ）

⑶３か月以内発行の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）コピー可

⑷決算報告書の写し（直近１年）

⑸認定申請書に記入した売掛金債権等の金額を客観的に確認できる書類（裁判所に提出した届出書、手形の写しなど）

⑹委任状（金融機関等ご本人様以外の申請の場合）

※必要に応じて、その他資料等の提出を求めることがあります。

個人の場合

⑴認定申請書　２部

⑵添付書類（取引依存度計算表）　　２部　（要件ロの方のみ）

⑶３か月以内発行の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）コピー可

⑷確定申告書の写し（直近１年）

⑸認定申請書に記入した売掛金債権等の金額を客観的に確認できる書類（裁判所に提出した届出書、手形の写しなど）

⑹委任状（金融機関等ご本人様以外の申請の場合）

※必要に応じて、その他資料等の提出を求めることがあります。